

# 鯖江市議会基本条例

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この条例は、地域主権時代にふさわしい議会が担うべき役割を果たすため地方自治の本旨に沿った基本的事項を定め、議会をより活性化することにより市民の負託に応え、もって市民生活の向上および市政の伸展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会および議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する公選の議員をもって構成される意思決定機関であることを常に認識し、公正かつ透明で市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握することに努め、政策立案および政策提言に適切に反映させる議会運営を目指すこと。
- (3) 適正な市政が行われているかを監視し評価すること。
- (4) 市民の傍聴意欲を高める議会運営を行うこと。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する公選の議員であることを常に認識し、市民全体の奉仕者および代表者としての責任と自覚をもって行動すること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の力を高める不断の研さんによって市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会は言論の府であり、合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

### (会派)

第4条 議員は、同一理念を共有する議員で議会活動を行うため会派を結成することができる。

- 2 会派は、その政策立案、政策決定、政策提言等に際しては、市民視点に立って、その合意形成に努めるものとする。

## 第3章 市民との関係

### （議会活動の公開）

- 第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報の公開を積極的に行うものとする。
- 2 常任委員会および特別委員会の会議は、原則として公開する。

### （情報の共有および説明責任）

- 第6条 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、議会の活動に関し、説明責任を十分に果たさなければならない。

### （参考人制度等の活用）

- 第7条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度および公聴会制度を十分に活用して、参考人等の専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

### （議会報告会、政策討論会等）

- 第8条 議会は、市政に関する重要な政策および課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り合意を得るため、議会報告会または市民もしくは市民団体等との政策討論会を開催することができる。
- 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を設けて政策提案の拡大に努めるものとする。

### （議会モニター）

- 第9条 議会は、必要に応じて議会モニターを設置し、市民から議会運営等に関する要望、提言その他意見を聴取し、議会運営に反映することができる。

### （議会広報の充実）

- 第10条 議会は、議会活動に係る情報を提供するため、議会広報を発行する。
- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会の広報活動に努めるものとする。

## 第4章 市長等との関係

### （議会および議員と市長等との関係）

- 第11条 議会審議における議員と市長等は、常に適切な緊張関係を保持し活発な会議を目指さなければならない。
- 2 本会議における市長等への一般質問（会派代表質問を除く。）は、広く市政上の論点および争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

3 本会議、常任委員会および特別委員会において市長等は、議員の質問等に対して発言の趣旨を確認する場合に限り反問することができる。

#### **（審査時における説明資料の作成要求）**

**第12条** 議会は、市長が予算その他の議案を議会の審議に付すに当たり、自由闊達な議論および円滑な審査が促進されるよう、市長に対してわかりやすい説明資料の作成を求めることができる。

#### **（市長による政策等の説明要求）**

**第13条** 議会は、市長が重要な政策、計画、施策事業等を策定する場合において、市長に対し次の事項を議会に報告することおよび議会の意見を聴くよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画等との整合性または位置づけ
- (4) 政策実施に係る財源措置
- (5) 将来にわたる政策等の効果およびコスト
- (6) 他の自治体の類似政策等との比較検討結果

## **第5章 議会の機能強化**

#### **（討議、討論の充実）**

**第14条** 議会は、討議、討論の場であることを認識し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、条例の提案、議案の修正、決議を通じて、積極的に政策立案および政策提言に努めるものとする。

#### **（委員会）**

**第15条** 議会は、常任委員会、特別委員会等の委員会の適切な運営に努めるものとする。

#### **（全員協議会）**

**第16条** 議会は、市政に関する重要な政策および課題に関し共通認識および合意形成を得る必要がある場合には、議員全員で構成する全員協議会を開催し、自由討議を行うものとする。

#### **（会派代表者会議）**

**第17条** 議長は、効率的な議会運営を確保するため、会派を代表する者で構成する会派代表者会議を開くことができる。

### **（研修の充実強化）**

**第18条** 議会は、議員の政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、この条例に関する研修を行わなければならない。

### **（議会事務局の体制整備）**

**第19条** 議会は、議会の政策立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法務その他の機能強化および組織体制の充実を図るものとする。

### **（議会図書室）**

**第20条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備および図書の充実に努めるものとする。

## **第6章 政務活動費**

### **（政務活動費の執行および公開）**

**第21条** 政務活動費は、会派が政策立案または提案を行うための調査研究に資するため交付されるものであることを認識し、別に定める条例により適正に執行しなければならない。

2 議長は、市民から政務活動費の用途について閲覧の請求があった場合は、速やかに閲覧に応じるよう、適切な措置を講じなければならない。

## **第7章 議員の政治倫理、身分および待遇**

### **（議員の政治倫理）**

**第22条** 議員は、市民の代表としての名誉と品格を損なう行為を慎み、またはその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎み、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

### **（議員定数）**

**第23条** 議員定数の基準は人口、面積、財政力および事業課題ならびに類似市の議員定数と比較検討し決定するものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

**（議員報酬）**

**第24条** 議員報酬は、人口、面積、財政力および事業課題ならびに類似市の議員報酬を考慮して決定するものとする。

**第8章 最高規範性および検証**

**（最高規範性）**

**第25条** この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則、規程等を制定してはならない。

**（検証）**

**第26条** 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかを検証し、市民に明らかにしなければならない。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、適切な措置を講じなければならない。

**附 則**

この条例は、平成25年8月1日から施行する。